

## 広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用のための技術的条件

1. これまでの電波法施行規則第44条第2項第2号における広帯域電力線搬送通信設備を、屋外(分電盤から負荷側)でも利用可能とするため、屋内においてのみ使用するものとそれ以外のものに定義を分類するとともに、所要の規定を整備する。

### 第44条第2項第2号

二 屋内において2MHzから30MHzまでの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する電力線搬送通信設備(以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。)



### 第44条第2項第2号

二 電気使用者(電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第24条の2第1号に規定する電気使用者をいう。)の引込口における分電盤から負荷側において2MHzから30MHzまでの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する次に掲げる電力線搬送通信設備(以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。)

- (1) 屋内広帯域電力線搬送通信設備(広帯域電力線搬送通信設備のうち、屋内においてのみ使用するものをいう。以下同じ。)  
 (2) (1)以外のもの

2. 電波法施行規則及び無線設備規則の通信状態における伝導妨害波の電流許容値を変更する。

周波数帯	許容値(1μAを0dBとする。)	
	準尖頭値	平均値
150kHz～500kHz	36dB～26dBまで	26dB～16dB
500kHz～2MHz	26dB	16dB
2MHz～15MHz	30dB	20dB
15MHz～30MHz	20dB	10dB



周波数帯	許容値(1μAを0dBとする。)	
	準尖頭値	平均値
150kHz～500kHz	36dB～26dBまで	26dB～16dB
500kHz～2MHz	26dB	16dB
2MHz～15MHz	20dB (屋内PLC設備にあっては30dB)	10dB (屋内PLC設備にあっては20dB)
15MHz～30MHz	10dB(屋内PLC設備にあっては20dB)	0dB(屋内PLC設備にあっては10dB)